株主各位

証券コード4221
平成28年３月２日

香川県丸亀市中津町1515番地
大 倉 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長　髙 濵 和 則

第96期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第96期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年３月22日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年３月23日（水曜日）午前10時
２．場　　所　　香川県丸亀市富士見町三丁目３番50号
　　オークラホテル丸亀・鳳凰の間（２階）

３．目的事項

報告事項
１．第96期（平成27年１月１日から 平成27年12月31日まで）事業報告、
　連結計算書類ならびに会計監査人及び
　監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第96期（平成27年１月１日から 平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.okr-ind.co.jp)に掲載させていただきます。

添付書類

事　業　報　告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善ならびに外国人観光客の増加などによって、概ね緩やかな回復基調を続けてまいりましたが、中国をはじめとする新興国や資源価格下落による資源輸出国の経済減速の影響及び地政学リスクの高まりなどによって、先行きに対する不透明感が次第に広がってまいりました。

このような状況のもと、当社グループでは、新規顧客の開拓などに努めた結果、年後半においては前年同期比3.0%の増収を確保することができましたが、年前半における6.3%のマイナス分を補うまでには至らず、当連結会計年度の売上高は859億９千６百万円と前年同期比1.8%の減収となりました。

利益面では、新規材料事業部において新工場の本格稼働に時間と費用を要したために大幅な減益となったものの、合成樹脂事業において原材料価格低下の影響などにより３年前の利益水準近くにまで利益をやっと回復できたため、営業利益は23億５千４百万円（前年同期比12.0%増）、経常利益は23億２千６百万円（前年同期比18.5%増）となりました。当期純利益は、法人税法上の繰越欠損金を解消したのが前期途中であったことから、当期より期中を通して法人税の支払い負担が発生したことに伴い、11億９千１百万円（前年同期比32.3%減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

〔合成樹脂事業〕

販売先における市場環境変化の影響を受けた電子材料保護フィルムや天候不順の影響が重なった農業向けフィルムなどの販売数量が減少したため、売上高は482億１千３百万円（前年同期比3.1%減）となりました。営業利益は、原材料価格低下の影響により、これまでの原材料上昇時に価格転嫁もれとなっていた分の一部を戻すことができたうえに、コスト削減などにも努めた結果、33億８千６百万円（前年同期比54.4%増）となりました。

〔新規材料事業〕

新工場稼働に伴う売上増が寄与し、売上高は245億４千４百万円（前年同期比0.5%増）となりましたが、営業利益は新工場の本格稼働に向けて時間と費用を要したうえに、生産数量拡大のための試作費用などがかさんだため、９千７百万円（前年同期比91.4%減）となりました。

〔建材事業〕

パーティクルボードの拡販に注力したため、売上高は79億２千５百万円（前年同期比3.7%増）となり、営業利益は２千７百万円（前年同期は営業損失８千７百万円）ながらやっと黒字化するに至りました。

〔その他〕

木材加工（プレカット）事業ならびに宅地造成及び建物建築事業の売上が減少したため、売上高は53億１千３百万円（前年同期比7.1%減）となりました。営業利益は個別貸倒引当金を５千４百万円積み増したため、４億７百万円（前年同期比10.7%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は24億４千７百万円であります。その主なものは、合成樹脂事業の合成樹脂フィルム製造装置及び新規材料事業の光学フィルム製造装置などであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に新たな増資、社債発行などによる資金調達は実施しておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は、平成28年度から始まる第五次中期経営計画の目標を達成することであります。

今回の中期経営計画では、既存事業での不採算製品の整理を進める一方で、得意分野を伸ばしてまいります。また、事業組織等の再編を行い、成長している分野やユーザーの新たなニーズに対応することで事業規模を拡大させ、収益基盤の安定強化を図ってまいります。さらには、これまで自社で蓄積した技術を活用できる新規事業の探索にも注力してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	平成24年度 第 93 期	平成25年度 第 94 期	平成26年度 第 95 期	平成27年度 (当連結会計年度) 第 96 期
売上高	85,909百万円	90,652百万円	87,539百万円	85,996百万円
経常利益	2,389百万円	2,010百万円	1,963百万円	2,326百万円
当期純利益	1,577百万円	1,605百万円	1,759百万円	1,191百万円
１株当たり当期純利益	25.85円	26.80円	29.48円	19.98円
総資産	85,129百万円	90,730百万円	88,811百万円	87,801百万円
純資産	34,008百万円	36,459百万円	37,957百万円	38,739百万円

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）に基づいて算出しております。
２．第93期は、建材事業におけるパーティクルボードのJIS認証取消しによる大幅減収分を新規材料事業における光学フィルムの大幅増収で補い、増収となりました。さらに生産効率の改善と固定費の削減による利益率の向上により、経常利益は2,389百万円、当期純利益は1,577百万円となりました。
３．第94期は、細やかな拡販努力を重ねた結果、増収となりました。しかし、円安に伴う原材料価格の上昇や製品単価の下落などの影響により、経常利益は2,010百万円、当期純利益は1,605百万円となりました。
４．第95期は、4月からの消費税引き上げによる反動減が期末近くまで続いたため、減収となりました。経常利益は1,963百万円となりましたが、法人税法上の繰越欠損金の解消に伴う繰延税金資産の回収可能性見直しにより、当期純利益は1,759百万円となりました。
５．第96期は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社関西オークラ	100百万円	100%	合成樹脂製品製造販売業
株式会社関東オークラ	100百万円	100%	合成樹脂製品製造販売業
株式会社九州オークラ	100百万円	100%	合成樹脂製品製造販売業
株式会社オークラプロダクツ香川	50百万円	100%	合成樹脂製品製造業
株式会社ＯＫプロダクツ岡山	60百万円	100%	合成樹脂製品製造販売業
オークラホテル株式会社	100百万円	100%	ホテル業
株式会社オークラプレカットシステム	100百万円	100%	木材加工事業
オークラ情報システム株式会社	12百万円	100%	情報処理システム開発事業
株式会社オークラハウス	40百万円	100%	宅地造成及び建物建築事業
株式会社ユニオン・グラビア	10百万円	100%	製版事業

(7) 主要な事業内容

区分	主要製品等
合成樹脂事業	ポリエチレンフィルム、ポリプロピレンフィルム等
新規材料事業	光学機能性フィルム等
建材事業	加工合板、パーティクルボード、加工ボード等
その他の事業	ホテル事業、木材加工事業、宅地造成及び建物建築事業、 情報処理システム開発事業及び不動産賃貸事業等

(8) 主要な営業所及び工場

①当社の主要な営業所及び工場

香川県内　本社

合成樹脂事業（丸亀第四工場、丸亀第五工場、仲南工場）

新規材料事業（製造部Ａ～Ｇ棟）

建材事業　（詫間工場）

香川県外　合成樹脂事業（埼玉工場）

合成樹脂事業及び建材事業

（東京支店、名古屋支店、大阪支店、九州支店）

②子会社の主要な営業所及び工場

会社名	営業所及び工場
株式会社関西オークラ	本社（滋賀県）
株式会社関東オークラ	本社（静岡県）
株式会社九州オークラ	本社（熊本県）
株式会社オークラプロダクツ香川	本社（香川県）
株式会社ＯＫプロダクツ岡山	本社（岡山県）
オークラホテル株式会社	本社、オークラホテル丸亀、オークラホテル高松（以上香川県）
株式会社オークラプレカットシステム	本社（香川県）
オークラ情報システム株式会社	本社（香川県）
株式会社オークラハウス	本社（香川県）
株式会社ユニオン・グラビア	本社（香川県）

(9) 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	臨時従業員数
合成樹脂事業	1,279名	1名	243名
新規材料事業	242名	3名	10名
建材事業	89名	△7名	20名
その他の事業	194名	△4名	121名
全社（共通）	126名	6名	19名
合計	1,930名	△1名	413名

（注） 臨時従業員数は、準社員（常用労働者）を含んでおります。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社中国銀行	6,681百万円
株式会社伊予銀行	2,728百万円
株式会社百十四銀行	2,489百万円
株式会社香川銀行	1,473百万円
株式会社四国銀行	953百万円
株式会社みずほ銀行	893百万円

（注） 借入金残高は、短期借入金及び長期借入金の合計金額であります。

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　140,108,000株

(2) 発行済株式の総数　　59,636,068株（自己株式2,438,283株を除く。）

(3) 株主数　　6,191名

(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
住友化学株式会社	4,818千株	8.08%
株式会社中国銀行	2,911千株	4.88%
オーケーラ共栄会	2,396千株	4.02%
株式会社百十四銀行	1,920千株	3.22%
日本生命保険相互会社	1,875千株	3.14%
住友林業株式会社	1,579千株	2.65%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,524千株	2.56%
三井住友海上火災保険株式会社	1,358千株	2.28%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,336千株	2.24%
JSR株式会社	1,317千株	2.21%

(注)　当社は自己株式2,438,283株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地　位　及　び　担　当	重 要 な 兼 職 の 状 況
髙　濵　和　則	代表取締役社長	
長　尾　和　任	代表取締役常務取締役 (合成樹脂事業部担当兼建材事業部担当)	無錫大倉包装材料有限公司　執行董事
豊　田　員　史	代表取締役常務取締役 (コーポレートセンター担当兼経理部長)	大友化成株式会社　代表取締役社長 中讃ケーブルビジョン株式会社　代表取締役
田　中　祥　友	取締役(コーポレートセンター総務部長兼 環境安全・品質保証担当兼 コーポレートセンター管轄子会社担当)	
神　田　　進	取締役(合成樹脂事業部長)	
山　田　和　裕	取締役(建材事業部長)	
上　原　英　幹	取締役(Ｒ＆Ｄセンター担当兼 合成樹脂事業部事業支援部長兼 商品化グループ長兼産業資材グループ長)	
馬　場　俊　夫	取締役	弁護士
行　天　　武	常勤監査役	
眞　鍋　　清	監査役	公認会計士
酒　井　基　行	監査役	住友化学株式会社　執行役員技術・経営企画室 (事業企画、経営計画、経営情報システム、関連事業) 担当兼技術・経営企画室部長（事業企画）

(注) 1．取締役　馬場俊夫氏は、社外取締役であります。
2．監査役　眞鍋清氏及び酒井基行氏は、社外監査役であります。
3．常勤監査役　行天武氏は、当社経理部で経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．監査役　眞鍋清氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．当事業年度中の取締役及び監査役の異動
①平成27年３月24日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって、監査役　馬場俊夫氏及び監査役　町田研一郎氏は辞任いたしました。
②同株主総会において、新たに馬場俊夫氏が取締役に、酒井基行氏が監査役にそれぞれ選任され、就任いたしました。
6．平成27年12月31日現在における執行役員は次の５名であります。

氏　　名	役　　職　　名
片　山　征　資	執行役員　戦略事業室長
福　田　英　司	執行役員　合成樹脂事業部事業支援部企画管理グループ長
植　田　智　生	執行役員　新規材料事業部長
安　部　昭　男	執行役員　合成樹脂事業部グループ会社担当兼コモディティグループ長兼東京支店長
田　中　　豊	執行役員　合成樹脂事業部ラミネートグループ長兼丸亀第五工場長

7．取締役のうち馬場俊夫氏、監査役のうち眞鍋清氏は、東京証券取引所に独立役員として届出を行っております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	報 酬 等 の 総 額
取　締　役 （うち社外取締役）	8名 （　1名）	140百万円 （　4百万円）
監　査　役 （うち社外監査役）	5名 （　4名）	27百万円 （　13百万円）
合　計 （うち社外役員）	13名 （　5名）	168百万円 （　18百万円）

（注）１．上記には、平成27年３月24日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役２名（うち社外監査役２名）を含んでおります。
２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含めておりません。
３．平成19年３月29日開催の第87期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額220百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬額は年額40百万円以内と決議いただいております。
４．上記のほか、平成25年３月26日開催の第93期定時株主総会の決議に基づき、平成27年３月24日に辞任した監査役２名（うち社外監査役２名）に対して、退職慰労金を７百万円支給しております。なお、金額には過年度の事業報告において報酬等の総額に含めた役員退職慰労金の繰入額が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外監査役　酒井基行氏は、住友化学株式会社執行役員技術・経営企画室（事業企画、経営計画、経営情報システム、関連事業）担当兼技術・経営企画室部長（事業企画）を兼務しており、同社は当社の大株主であるとともに、特定関係事業者（主要な取引先）であります。当社と同社の間には経常的な営業取引関係があります。

②当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
社外取締役	馬　場　俊　夫	平成27年３月24日就任以降開催の取締役会19回すべてに出席しており、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	眞　鍋　　清	当事業年度開催の取締役会24回のうち23回出席し、また、監査役会12回すべてに出席しており、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	酒　井　基　行	平成27年３月24日就任以降開催の取締役会19回のうち14回出席し、また、平成27年３月24日就任以降開催の監査役会９回すべてに出席しており、主に大手化学メーカーにおける知識、経験に基づく発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項及び当社定款に基づき、社外取締役及び社外監査役と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　38百万円

(注) １．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額は区分しておらず、実質的にも区分ができないため、報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　38百万円

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事項に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が適正に職務を遂行することが困難であると認められる場合等、会計監査人の解任又は不再任が妥当と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

６．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、次のとおり決定しております。

①経営及び業務執行の根幹となる基本理念

当社は、当社グループのみならず、全ての企業に共通する使命として「３つの使命」を掲げている。

［３つの使命］

悪をなさない　　利益を生み出す　　永続する

さらに、この「３つの使命」を実現するための経営理念を定めている。

［経営理念］

人ひとりを大切に　　地域社会への貢献　　お客様を第一に

当社の取締役は、この経営理念に基づいて経営を行う。

また、当社は創業以来、製造加工業を中心に様々な事業活動を行ってきた。その事業活動が創造した製品やサービスは「真心を包み、幸せを守り、技術を進化させる」ものとして社会に受け入れられてきた。この言葉が、当社の事業価値であり、当社の事業コンセプトを表している。

さらに、「包む」、「守る」、「進化させる」という言葉を英訳し、その単語の頭文字を取って「３つのＰ」という言葉に集約し、当社の事業活動を象徴する標章として、社内外への浸透を図ってきた。当社の事業活動がより一層社会に認められるならば、この「３つのＰ」は、当社のコーポレート・ブランドにまで進化できるものと考える。

［当社の事業価値］

３つのＰ

真心を包み(Package)、幸せを守り(Protect)、技術を進化させる(Progress)

②当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、事業活動において法令等を遵守するためにコンプライアンス・プログラムを策定している。これは、三つの部分で構成される。

第一に、組織として二つの委員会を設置している。「コンプライアンス委員会」は、社長を委員長とし、取締役を中心として構成する。同委員会は、重要事項の決定や改善勧告等を行う。また、監査役もオブザーバーとして原則毎回参加する。「コンプライアンス実行委員会」は、各部署より選出された従業員で構成し、浸透活動や各種通達等を実施する。

第二に、内部通報制度を制定している。コンプライアンス違反事項を発見した当社グループの従業員等は、社内外に設置された二つの窓口に対して、電話等の手段を用いて通報することができる。また、これらに加えて、顧問弁護士に直接通報又は相談することもできる。会社はこの通報を理由とする不利益処分を一切行わないと明言しており、規程や社長宣言文内に明記している。以上により、コンプライアンス違反事項を早期に察知し、事態の悪化防止を確保する。

第三に、当社は「３つのＰ」という事業価値を実現するための価値基準として、「経営基本構想2004」という文書規程を定めている。その内容をさらに掘り下げることにより、「倫理綱領」、「倫理行動基準」、「ケーススタディ集」という三つの文書規程を定めている。そして、これら全ての文書規程を一つのファイルにまとめて当社グループの全従業員に配付するとともに、改訂の都度新たに配付する。

当社は、このコンプライアンス・プログラムの内容を定期的に見直すとともに、違反事項の発生時には改善勧告や懲戒処分を行うことにより、法令遵守の体制を維持する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、業務文書の作成・管理・保存について規定する文書管理規程を定める。この規定に従い、取締役の職務執行に係わる情報を文書又は電磁的媒体に保存し、管理する。取締役及び監査役は、この文書又は電磁的媒体を常時閲覧できるものとする。

④当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、法務、知的財産、環境、情報セキュリティ、安全衛生等に係わる当社グループ全体の各種のリスクについて、コーポレートセンターの各担当部署が有機的に連携しながら網羅的に管理する。特に製品の品質については、専門部署が全社的な観点に基づき、各事業部門の品質管理担当部署と連携しながら定期的に品質内部監査を実施するなどして、品質マネジメントシステムの維持改善に努める。

これらの各担当部署は、日常的にコーポレートセンター内及び各事業部門との間で情報交換や意見聴取を行い、損失の危険に関わると思われる情報については、都度コーポレートセンターを担当する各取締役を通じて取締役会及び監査役会に報告を行う。

また、天災や事故災害等の重大事態の発生時には、コーポレートセンターを中心とする緊急対策本部を設置し対応する。

⑤当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会を原則として月２回開催して、子会社は取締役会を原則として月１回開催して、事業の進捗状況の把握と重要事項の決定を行う。当社グループは定款により取締役の任期を１年と定めている。この目的は、取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するためである。当社の取締役には当社グループの経営に有益な専門的な見識と経験を備えた社外取締役を１名以上選任し、経営の透明性向上と業務執行の効率性の強化を図る。

当社グループの各監査役は、担当する各社の取締役会に出席して事業状況を把握するとともに、法令及び定款に抵触する可能性のある事項や非効率な職務遂行に関しては、その都度指摘し改善を勧告する。当社の社外監査役は、当社グループの監査に有益な専門的な見識と経験を備えたものを１名以上選任し、経営監視機能の強化を図る。

加えて、当社グループは経営会議を原則として月１回以上開催して、経営執行の基本方針、基本計画その他経営に関する事項の協議及び調整を図るとともに、取締役会へ上程すべき業務に関する重要事項の協議検討を行い、取締役会の意思決定を円滑かつ迅速に行えるように支援する。

さらに当社は、執行役員を選任し業務執行の責任と権限を委譲することにより、取締役会の決定事項をより迅速に執行できる体制を構築する。

また当社グループでは、年度予算計画及び３ヵ年にわたる中期経営計画を策定し、この計画に基づいて事業計画の立案と進捗管理を行う。そして、定期的に計画と実績の乖離を確認して目標の達成に努める。

当社は、企業理念や事業計画について投資家等の理解を得ることにより、事業の効率的な運営を行うことを目的として積極的なＩＲ活動を行う。

⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社関連会社運営基準を定めており、当社の子会社は、原則的にこの基準に従って経営及び業務運営を行う。また、当社の子会社は、各事業部門管轄子会社とコーポレートセンター管轄子会社に二分される。各事業部門管轄子会社においては当該事業部門長が、コーポレートセンター管轄子会社については担当取締役が各々の経営の指導及び支援を行うとともに、必要に応じてコーポレートセンターが助言や支援を行う。

当社は、各管轄部門より子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、子会社の取締役等及び使用人の職務執行の効率化を図るとともに、その内容が法令・定款に適合していることを確認する。

また、子会社が多額の投資等の重要事項を決定する際には、当社の経営会議及び取締役会に上程又は報告することにより、適正な業務執行を可能ならしめるよう努める。

さらに当社は、当社のコンプライアンス・プログラムの一部を子会社と共有し、子会社の取締役と従業員が一体となった遵法意識の醸成を図る。特に内部通報制度に関しては、子会社で働く全ての従業員が当社の通報窓口に直接通報できる制度運用に努める 。

また当社は、子会社における取締役又は監査役を招集して実施する会議を定期的に開き、子会社の取締役及び監査役との意見交換を行う。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。当該職員の人事異動等については、会社は監査役の意見を参考に決定する。

また、当該職員は他の使用人としての業務を兼務している場合においても、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

⑧当社グループの取締役及び使用人が監査役へ報告するための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実その他事業運営上の重要事項を発見したときは、これを直ちにかつ適切な方法により監査役に報告する義務を負う。なお、当社グループは、当該報告を行ったことを理由として、報告者に不利な取り扱いを行うことを禁止する。

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常時取締役会に出席する。また、各種の社内における重要な会議等にも出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める。

さらに監査役は、内部通報制度による内部通報があった際には速やかに通報内容の報告を受けるとともに、当社のコンプライアンス委員会に参加し法令遵守の状況を確認する。

⑨監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役との定期的な会合において意見交換を行う。

監査役は内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があるときは追加監査の実施等を求めることができる。

また監査役は、会計監査人との定期的な会合を行い、会計監査内容の報告を受けるとともに意見交換を行う。

⑪財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備・強化し、適切な運用を図り、その整備・運用状況を定期的に評価し、維持・改善に努める。

⑫反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨み、対決し、一切の関係を遮断する。この考え方は、当社の「倫理行動基準」に明記した上で、当社グループの全従業員に配付する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。なお本年度においては、取締役会を24回、監査役会を12回、経営会議を10回、グループ経営者会議を１回開催し、法令・定款への適合性と業務の適正性の観点から審議を行いました。

②コンプライアンス

当社はコンプライアンス・プログラムを有しており、それに従って当社は従業員等に対して教育や浸透活動を実施しました。また内部通報制度を設けており、当該制度を通じて寄せられた通報内容を活用して、コンプライアンスの実効性向上に努めました。グループ各社は、その会社規模に応じて当社のコンプライアンス・プログラムを準用しており、内部通報制度についてはグループ全社に開放して受付を行いました。

③リスク管理体制

本年度に発生した各種のリスクに対しては、コーポレートセンターの各担当部署が事業部門と連携して対応に当たるとともに、必要に応じてその内容を取締役会に報告しました。

④内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施しました。

（備考） 本事業報告中に記載の百万円単位の金額及び千株単位の株式数は、数値未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**44,120**	**流動負債**	**37,381**
現金及び預金	7,385	支払手形及び買掛金	17,808
受取手形及び売掛金	25,534	短期借入金	9,377
電子記録債権	1,633	１年内返済予定の長期借入金	3,036
有価証券	56	リース債務	568
商品及び製品	4,691	未払法人税等	602
仕掛品	964	設備関係支払手形	12
原材料及び貯蔵品	3,052	その他	5,975
販売用不動産	156		
繰延税金資産	145	**固定負債**	**11,679**
その他	523	長期借入金	6,704
貸倒引当金	△22	リース債務	20
		繰延税金負債	140
固定資産	**43,680**	退職給付に係る負債	3,755
有形固定資産	**33,987**	その他	1,058
建物及び構築物	18,056	**負債合計**	**49,061**
機械装置及び運搬具	8,435	（純資産の部）	
土地	6,489	**株主資本**	**35,988**
建設仮勘定	583	資本金	8,619
その他	421	資本剰余金	9,068
		利益剰余金	19,133
無形固定資産	**355**	自己株式	△833
投資その他の資産	**9,338**	**その他の包括利益累計額**	**2,742**
投資有価証券	8,624	その他有価証券評価差額金	2,800
繰延税金資産	83	為替換算調整勘定	179
その他	703	退職給付に係る調整累計額	△237
貸倒引当金	△72		
		少数株主持分	**8**
		純資産合計	**38,739**
資産合計	**87,801**	**負債・純資産合計**	**87,801**

連結損益計算書

（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		85,996
売上原価		74,605
売上総利益		**11,390**
販売費及び一般管理費		9,036
営業利益		**2,354**
営業外収益		
受取利息及び配当金	141	
その他の収益	125	267
営業外費用		
支払利息	261	
為替差損	2	
その他の費用	30	294
経常利益		**2,326**
特別利益		
固定資産売却益	59	59
特別損失		
固定資産除売却損	164	
減損損失	252	
特別退職金	20	437
税金等調整前当期純利益		**1,949**
法人税、住民税及び事業税	728	
法人税等調整額	55	784
少数株主損益調整前当期純利益		**1,164**
少数株主損失		**26**
当期純利益		**1,191**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,619	9,068	18,775	△825	35,637
会計方針の変更による累積的影響額			△556		△556
誤謬の訂正による累積的影響額			170		170
遡及処理及び会計方針の変更を反映した当期首残高	8,619	9,068	18,389	△825	35,252
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△447		△447
当期純利益			1,191		1,191
自己株式の取得				△7	△7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	744	△7	736
当期末残高	8,619	9,068	19,133	△833	35,988

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,306	377	△363	2,320	―	37,957
会計方針の変更による累積的影響額						△556
誤謬の訂正による累積的影響額		△170		△170		―
遡及処理及び会計方針の変更を反映した当期首残高	2,306	206	△363	2,149	―	37,401
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△447
当期純利益						1,191
自己株式の取得						△7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	494	△26	125	593	8	601
連結会計年度中の変動額合計	494	△26	125	593	8	1,338
当期末残高	2,800	179	△237	2,742	8	38,739

連 結 注 記 表

（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

１．連結の範囲に関する事項

（イ）連結子会社　　14社

主要な連結子会社名

㈱関西オークラ　㈱関東オークラ　㈱九州オークラ　㈱オークラプロダクツ香川

㈱ＯＫプロダクツ岡山　オークラホテル㈱　㈱オークラプレカットシステム

オークラ情報システム㈱　㈱オークラハウス　㈱ユニオン・グラビア

なお、当連結会計年度より、持分法適用の非連結子会社であった無錫大倉包装材料有限公司は、連結計算書類に与える影響が重要となってきたため、連結の範囲に加えております。

（ロ）非連結子会社である大倉産業㈱については、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社１社及び関連会社６社（大友化成㈱他）は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

３．会計処理基準に関する事項

（イ）重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの……総平均法に基づく原価法

②たな卸資産

商品、製品、原材料、仕掛品……主として総平均法に基づく原価法

販売用不動産……個別法に基づく原価法

貯蔵品……最終仕入原価法

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

(ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産除く）

建物……定額法

建物以外の有形固定資産……主として定率法

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	３～50年
機械装置及び運搬具	２～14年

②無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(ハ)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ニ)退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③未認識数理計算上の差異の処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ホ)その他連結計算書類作成のための重要な事項

①連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

②消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

③連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が752百万円増加、利益剰余金が556百万円減少し、当連結会計年度の１株当たり純資産が９円33銭減少しております。また、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「受取手形及び売掛金」に含めておりました「電子記録債権」(前連結会計年度1,117百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(誤謬の訂正に関する注記)

当連結会計年度において、過年度における為替換算調整勘定の計算に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首における純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、連結株主資本等変動計算書の当期首残高は、利益剰余金が170百万円増加し、為替換算調整勘定が170百万円減少しております。

(追加情報)

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第９号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第２号)が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年１月１日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年１月１日から平成28年12月31日までのものは32.8%、平成29年１月１日以降のものについては32.1%にそれぞれ変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が50百万円、法人税等調整額(借方)が65百万円、その他有価証券評価差額金が119百万円それぞれ増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

１．担保資産及び担保付債務

(イ)財団抵当に供しているもの

建物及び構築物	11,807百万円
機械装置及び運搬具	5,934 〃
土地	3,160 〃
計	20,903百万円

上記物件に対応する債務

短期借入金	8,890百万円
１年内返済予定の長期借入金	2,571 〃
長期借入金	5,945 〃
計	17,406百万円

（ロ）不動産抵当に供しているもの

建物及び構築物	702百万円
土地	248　〃
計	950百万円

上記物件に対応する債務

１年内返済予定の長期借入金	133百万円
流動負債のその他（預り金）	17　〃
長期借入金	144　〃
固定負債のその他（長期預り金）	173　〃
計	468百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　86,902百万円

３．国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等受入により、建物及び構築物282百万円、機械装置及び運搬具458百万円、土地35百万円、その他１百万円の圧縮記帳を行っており、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

４．保証債務

銀行借入に対する保証債務

中讃ケーブルビジョン㈱	241百万円
オー・エル・エス㈲	2,097　〃
計	2,338百万円

５．期末日満期手形の処理

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形	675百万円
電子記録債権	76　〃
支払手形	0　〃

(連結損益計算書に関する注記)

１．減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
中国・江蘇省無錫市	合成樹脂フィルム製造設備	機械装置及び運搬具等	252百万円

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を基礎として、また賃貸資産及び遊休資産については物件ごとにグルーピングを行っております。

このうち、投下資本回収力が当初予定より著しく低下した製造設備について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（252百万円）として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、建物及び構築物57百万円、機械装置及び運搬具186百万円、その他８百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

１．当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式　62,074,351株

２．配当に関する事項

(イ)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年３月24日 定時株主総会	普通株式	447百万円	７円50銭	平成26年12月31日	平成27年３月25日

(ロ)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当金の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年３月23日 定時株主総会	普通株式	447百万円	利益剰余金	７円50銭	平成27年12月31日	平成28年３月24日

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

（イ）金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金（主として短期）及び設備投資計画に照らして必要な資金を調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は銀行等金融機関からの借入によっております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（ロ）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（償還日は最長で決算日後５年）は主に設備投資に係る資金調達であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

（ハ）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握によりリスクの軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

②市場リスクの管理

資金調達時には、市場の金利動向の確認及び他の金融機関との金利比較等を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

（ニ）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注) ２．を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金及び預金	7,385百万円	7,385百万円	―百万円
(2) 受取手形及び売掛金	25,534百万円	25,534百万円	―百万円
(3) 電子記録債権	1,633百万円	1,633百万円	―百万円
(4) 投資有価証券	8,016百万円	8,016百万円	―百万円
資　産　計	42,569百万円	42,569百万円	―百万円
(1) 支払手形及び買掛金	17,808百万円	17,808百万円	―百万円
(2) 短期借入金	9,377百万円	9,377百万円	―百万円
(3) 未払法人税等	602百万円	602百万円	―百万円
(4) 長期借入金	9,741百万円	9,749百万円	△8百万円
(5) リース債務	588百万円	591百万円	△2百万円
負　債　計	38,118百万円	38,129百万円	△10百万円

(注) １．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価について、上場株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、(5) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非　上　場　株　式	93
子会社及び関連会社株式	514
合　計	607

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3．満期のある金銭債権及び有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年 以 内	1年超5年以内	5年超10年以内	10 年 超
現 金 及 び 預 金	7,385	―	―	―
受取手形及び売掛金	25,534	―	―	―
電 子 記 録 債 権	1,633	―	―	―
合 計	34,552	―	―	―

4．「(4) 長期借入金」、「(5) リース債務」には、それぞれ1年内返済予定の長期借入金、1年内返済予定のリース債務を含めております。

（賃貸等不動産に関する注記）

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、福岡県、大阪府及びその他の地域において、賃貸用の不動産を有しております。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
1,987	4,574

（注）1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2．連結決算日における時価は、主として固定資産税評価額等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産　649.46円

2．1株当たり当期純利益　19.98円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**39,388**	**流動負債**	**42,280**
現金及び預金	4,301	支払手形	577
受取手形	8,199	買掛金	18,670
売掛金	16,679	短期借入金	9,040
電子記録債権	1,576	１年内返済予定の長期借入金	2,780
有価証券	56	リース債務	545
商品及び製品	3,461	未払金	2,227
仕掛品	616	未払費用	2,331
原材料及び貯蔵品	2,210	未払法人税等	461
前払費用	120	未払消費税等	186
繰延税金資産	94	預り金	5,435
未収入金	712	設備関係支払手形	1
立替金	1,361	その他	23
その他	1		
貸倒引当金	△5	**固定負債**	**10,379**
		長期借入金	6,200
固定資産	**47,971**	長期未払金	180
有形固定資産	**26,532**	長期預り金	843
建物	13,907	繰延税金負債	311
構築物	310	退職給付引当金	2,820
機械及び装置	6,190	その他	23
工具器具及び備品	260	**負債合計**	**52,660**
土地	5,267	（純資産の部）	
建設仮勘定	550	**株主資本**	**31,901**
その他	45	**資本金**	**8,619**
		資本剰余金	**9,068**
無形固定資産	**79**	資本準備金	9,068
ソフトウェア	46	**利益剰余金**	**15,047**
その他	32	利益準備金	2,154
		その他利益剰余金	12,892
投資その他の資産	**21,359**	配当準備積立金	2,650
投資有価証券	8,101	別途積立金	5,700
関係会社株式	11,499	繰越利益剰余金	4,542
関係会社出資金	654	**自己株式**	**△833**
長期貸付金	1,040	**評価・換算差額等**	**2,797**
その他	80	その他有価証券評価差額金	2,797
貸倒引当金	△16	**純資産合計**	**34,699**
資産合計	**87,360**	**負債・純資産合計**	**87,360**

損　益　計　算　書

（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		64,744
売上原価		58,467
売上総利益		**6,277**
販売費及び一般管理費		5,063
営業利益		**1,213**
営業外収益		
受取利息及び配当金	342	
為替差益	19	
その他の収益	78	440
営業外費用		
支払利息	268	
その他の費用	21	289
経常利益		**1,363**
特別利益		
固定資産売却益	38	38
特別損失		
固定資産除売却損	69	
関係会社出資金評価損	420	
特別退職金	5	494
税引前当期純利益		**907**
法人税、住民税及び事業税	180	
法人税等調整額	81	262
当期純利益		**644**

株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計					
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	8,619	9,068	9,068	2,154	2,650	5,700	4,850	15,355	△825	32,217	2,304	2,304	34,522
会計方針の変更による累積的影響額							△505	△505		△505			△505
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,619	9,068	9,068	2,154	2,650	5,700	4,344	14,849	△825	31,712	2,304	2,304	34,016
事業年度中の変動額													
剰余金の配当							△447	△447		△447			△447
当期純利益							644	644		644			644
自己株式の取得									△7	△7			△7
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											493	493	493
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	197	197	△7	189	493	493	683
当期末残高	8,619	9,068	9,068	2,154	2,650	5,700	4,542	15,047	△833	31,901	2,797	2,797	34,699

個 別 注 記 表

（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

（イ）有価証券

①子会社株式及び関連会社株式……総平均法に基づく原価法

②その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの……総平均法に基づく原価法

（ロ）たな卸資産

商品、製品、原材料、仕掛品……総平均法に基づく原価法

貯蔵品……最終仕入原価法

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（イ）有形固定資産（リース資産除く）

建物……定額法

建物以外の有形固定資産……定率法

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～50年
機械及び装置	２～14年

（ロ）無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

（ハ）リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

４．その他計算書類作成のための重要な事項

(イ)消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(ロ)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(ハ)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が672百万円増加、繰越利益剰余金が505百万円減少し、当事業年度の１株当たり純資産が８円48銭減少しております。また、これによる損益に与える影響は軽微であります。

（表示方法の変更）

（貸借対照表）

前事業年度において「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」（前事業年度1,065百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

（貸借対照表に関する注記）

１．担保資産及び担保付債務

(イ)財団抵当に供しているもの

建物	11,583百万円
構築物	224　〃
機械及び装置	5,934　〃
土地	3,160　〃
計	20,903百万円

上記物件に対応する債務

短期借入金	8,890百万円
１年内返済予定の長期借入金	2,571　〃
長期借入金	5,945　〃
計	17,406百万円

(ロ)不動産抵当に供しているもの

建物	276百万円
計	276百万円

上記物件に対応する債務

預り金	17百万円
長期預り金	173　〃
計	190百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　67,344百万円

３．国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等受入により、建物270百万円、機械及び装置302百万円、工具器具及び備品１百万円、その他２百万円の圧縮記帳を行っており、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

４．保証債務

(イ)銀行借入に対する保証債務

中讃ケーブルビジョン㈱	241百万円
無錫大倉包装材料有限公司	143　〃
オー・エル・エス㈲	2,097　〃

(ロ)資材購入に係る保証債務

㈱オークラハウス	1百万円
計	2,482百万円

５．関係会社に対する金銭債権及び債務

(イ)短期金銭債権	1,827百万円
(ロ)長期金銭債権	1,008　〃
(ハ)短期金銭債務	9,385　〃

６．取締役、監査役に対する長期金銭債務　154百万円

７．期末日満期手形の処理

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形	657百万円
電子記録債権	76　〃
支払手形	0　〃

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(イ)売上高	730百万円
(ロ)仕入高	15,469　〃
(ハ)その他の営業費用	324　〃
(ニ)営業取引以外の取引高	83　〃

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の総数

普通株式	2,438,283株

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産

（繰延税金資産）

未払事業税	10百万円
たな卸資産	34　〃
繰越欠損金	57　〃
その他	4　〃
繰延税金資産　小計	106百万円
評価性引当額	11　〃
繰延税金資産　合計	94百万円

固定資産

（繰延税金資産）

長期未払金	49百万円
貸倒引当金	2　〃
投資有価証券	165　〃
関係会社株式	300　〃
関係会社出資金	134　〃
退職給付引当金	906　〃
減損損失	755　〃
繰越欠損金	208　〃
その他	59　〃
繰延税金資産　小計	2,583百万円
評価性引当額	1,726　〃
繰延税金資産　合計	856百万円

固定負債

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	△1,165百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△2　〃
繰延税金負債　合計	△1,168百万円

繰延税金負債の純額	△311百万円

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年１月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.4％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年１月１日から平成28年12月31日までのものは32.8％、平成29年１月１日以降のものについては32.1％にそれぞれ変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が67百万円、法人税等調整額（借方）が52百万円、その他有価証券評価差額金が119百万円それぞれ増加しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	㈱九州オークラ	100.0 (―)	同社製品の購入及び当社製品の販売	利息の支払 （注３）	9	預り金	2,100
関連会社	オー・エル・エス㈲	50.0 (―)	同社高機能性フィルム製品の購入	債務保証 （注４）	2,097	―	―
				同社高機能性フィルム製品の購入（注２）	7,814	買掛金	1,851

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。

３．余剰資金を預かっており、当該利率は、銀行貸付利率を基準に当社の算定した年利率に基づき交渉の上、決定しております。

４．オー・エル・エス㈲の銀行借入（2,097百万円）につき、債務保証を行ったものです。なお、保証料は受領しておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産　581.86円

２．１株当たり当期純利益　10.81円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月10日

大倉工業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　田　　明　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久　保　誉　一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、大倉工業株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大倉工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月10日

大倉工業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中田　明　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保誉一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、大倉工業株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月12日

大倉工業株式会社 監査役会

常勤監査役　行　天　　武　㊞

監　査　役　眞　鍋　　清　㊞

監　査　役　酒　井　基　行　㊞

（注） 監査役眞鍋清及び監査役酒井基行は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第96期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金７円50銭　　総額　447,270,510円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年３月24日

第２号議案　　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 平成27年５月１日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、本議案において「改正会社法」という。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。
取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、定款の一部を変更するものであります。

(2) 改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。
なお、当該定款変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 上記の各変更に伴う条数の変更のほか、一部字句の修正を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本株主総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
(機関) 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	(機関) 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 （削除） ３．会計監査人
第５条～第17条　（条文省略）	第５条～第17条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会 (取締役の員数ならびに選任) 第18条　当会社の取締役は20名以内とし、株主総会において選任する。 ２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３．取締役の選任決議は、累積投票によらない。	第４章　取締役及び取締役会 (取締役の員数ならびに選任) 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は20名以内とし、監査等委員である取締役は５名以内とし、いずれも株主総会において選任する。 ２．（現行どおり） ３．（現行どおり）
(取締役の任期) 第19条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(取締役の任期) 第19条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役） 第20条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役） 第20条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
（役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって取締役社長１名を置き、取締役会長、取締役副社長および専務取締役、常務取締役を若干名定めることができる。	（役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長１名を置き、取締役会長、取締役副社長及び専務取締役、常務取締役を若干名定めることができる。
（取締役の報酬等） 第22条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 （新設）	（取締役の報酬等） 第22条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 ２．取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。
（取締役会の招集権者および議長） 第23条　（条文省略）	（取締役会の招集権者及び議長） 第23条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第25条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第25条～第26条　（条文省略）	第26条～第27条　（現行どおり）
（社外取締役との責任限定契約） 第27条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役との責任限定契約） 第28条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
（新設）	（常勤の監査等委員） 第29条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第30条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
（新設）	（監査等委員会規則） 第31条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。
（監査役の員数ならびに選任方法） 第28条　当会社の監査役は５名以内とし、株主総会において選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役の任期） 第29条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（常勤の監査役） 第30条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役の報酬等） 第31条　当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第32条　監査役会の招集の通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。	（削除）
（監査役会規則） 第33条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。	（削除）
（社外監査役との責任限定契約） 第34条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
第35条～第39条　（条文省略）	第32条～第36条　（現行どおり）
（配当金の排斥期間） 第40条　（条文省略）	（配当金の除斥期間） 第37条　（現行どおり）

第３号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	髙濵和則（たかはまかずのり） （昭和25年２月13日生）	昭和50年４月　当社入社 平成15年３月　当社取締役 平成18年１月　当社常務取締役 平成21年３月　当社代表取締役専務取締役 平成22年１月　当社代表取締役社長（現在）	97,100株
2	豊田員史（とよたかずし） （昭和24年９月５日生）	昭和49年４月　三井信託銀行株式会社（現　三井住友信託銀行株式会社）入社 平成18年１月　当社入社　コーポレートセンター部長 平成21年３月　当社取締役コーポレートセンター経理部長 平成22年３月　当社常務取締役コーポレートセンター担当兼経理部長 平成24年３月　当社代表取締役常務取締役コーポレートセンター担当兼経理部長（現在） 〔重要な兼職の状況〕大友化成株式会社 代表取締役社長 中讃ケーブルビジョン株式会社 代表取締役	29,000株
3	神田進（かんだすすむ） （昭和29年７月８日生）	昭和52年４月　当社入社 平成21年４月　当社執行役員株式会社ユニオン・グラビア代表取締役社長 平成22年３月　当社取締役合成樹脂事業部製品グループ統括兼子会社担当兼コーポレートセンター経営計画部部長兼株式会社ユニオン・グラビア代表取締役社長 平成25年１月　当社取締役合成樹脂事業部長（現在） 〔重要な兼職の状況〕無錫大倉包装材料有限公司執行董事	16,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	田中 祥友（たなか よしとも） （昭和30年２月22日生）	昭和52年４月　当社入社 平成21年４月　当社執行役員株式会社関西オークラ代表取締役社長 平成22年３月　当社取締役コーポレートセンター総務部長 平成23年３月　当社取締役コーポレートセンター総務部長兼環境安全・品質保証担当兼コーポレートセンター管轄子会社担当（現在）	19,200株
5	山田 和裕（やまだ かずひろ） （昭和32年３月10日生）	昭和55年４月　当社入社 平成21年３月　当社取締役建材事業部事業推進部長 平成22年３月　当社取締役建材事業部長（現在）	18,000株
6	上原 英幹（うえはら ひでき） （昭和31年４月14日生）	昭和55年４月　当社入社 平成18年４月　当社丸亀第四工場長 平成21年４月　当社執行役員合成樹脂事業部シュリンクグループ長兼丸亀第四工場長 平成25年１月　当社執行役員合成樹脂事業部事業支援部長兼商品化グループ長兼産業資材グループ長 平成25年３月　当社取締役合成樹脂事業部事業支援部長兼商品化グループ長兼産業資材グループ長 平成27年11月　当社取締役Ｒ＆Ｄセンター担当兼合成樹脂事業部事業支援部長兼商品化グループ長兼産業資材グループ長 平成28年１月　当社取締役Ｒ＆Ｄセンター担当兼合成樹脂事業部商品化グループ長兼生産管理グループ長（現在）	17,100株

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　　監査等委員である取締役４名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	行天　武（ぎょうてん　たけし） （昭和19年１月26日生）	昭和37年３月　当社入社 平成15年４月　当社経理部次長 平成16年３月　当社常勤監査役（現在）	29,100株
2	馬場　俊夫（ばば　としお） （昭和27年11月15日生）	昭和58年４月　弁護士登録 昭和58年４月　馬場法律事務所開設（現在） 平成16年３月　当社監査役 平成27年３月　当社取締役（現在）	17,000株
3	北田　隆（きただ　たかし） （昭和31年２月24日生）	昭和60年３月　公認会計士登録 平成10年４月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）入所 平成11年７月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）社員（パートナー） 平成26年10月　公認会計士北田隆事務所開設（現在）	0株
4	藤岡　聡（ふじおか　さとし） （昭和38年６月５日生）	昭和62年４月　住友化学工業株式会社（現　住友化学株式会社）入社 平成27年９月　同社技術・経営企画室部長（現在）	0株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．藤岡聡氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である住友化学株式会社の技術・経営企画室部長であります。

３．馬場俊夫氏、北田隆氏及び藤岡聡氏は、社外取締役候補者であります。

４．社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

(1) 馬場俊夫氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務やコンプライアンスに精通しており、また弁護士活動を通じて企業経営に関する十分な見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

(2) 北田隆氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として監査、会計等企業実務に精通しており、幅広い経験と見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

(3) 藤岡聡氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、長年他の企業に勤務されており、豊富な業務経験と知見を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

5．当社は、馬場俊夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、北田隆氏が選任された場合、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
6．当社は、馬場俊夫氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、行天武氏、馬場俊夫氏、北田隆氏及び藤岡聡氏が選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年３月29日開催の第87期定時株主総会において年額２億２千万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢及び諸般の事情も考慮いたしまして、年額２億２千万円以内と定めることとし、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は８名であり、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢及び諸般の事情も考慮いたしまして、年額４千万円以内と定めることとし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内略図



●ＪＲ丸亀駅(南口)より送迎バスを運行いたしますのでご利用ください。
出発時刻は、９時20分、９時40分でございます。